# 平成 28 年 9 月 20 日

第3回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

# 9月20日(最終日)

- 日程第1 議 案 第 48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について
- 日程第2 認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定
- 日程第 4 認定議案第 3 号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定
- 日程第5 認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定
- 日程第7 認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決 算認定
- 日程第8 認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第9 議 案 第 50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議 案 第 51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議 案 第 5 2 号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第12 議 案 第 5 3 号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第13 議 案 第 5 4 号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第14 請 願 第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度 の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第15 発 議 第 55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度 の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第16 閉会中の継続審査(調査)について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

# 3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番 3番 原 典之 石 黒 正重 高 英 5番 井 久 4番 清 水 勝 藤 満 6番 Щ 下 節 子 7番 原 吉 治 9番 松 本 保 10番 鈴 Ш 和彦 11番 榎 本 芳 三 12番 榎 戸 陵友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

# 4 説明のため出席した者の職・氏名

長 石 黒 長 町 和 彦 副 町 北 川 眞木夫 岩 三 中川 総務部長 大 良 総務課長 昌一 検査財政課長 防災安全課長 大 岩 Щ 下 雅 弘 幹治 税務課長 黒 輝 石 廣 企 画 部 長 鈴 木 良一 企 画 課長 田 中 嘉 久 地域振興課長 滝 本 恭 史 建設経済部長 吉 村 仁 志 建設課長 田 中 吉 郎 産業振興課長 課長 Ш 端 徳 法 水 道 相 Ш 徹 長 厚 生 部 長 柴 員 住 民 課 木 則 田 幸 鈴 正 福祉課長 環境課 長 地 神 谷 伸 宮 廣 和 保健介護課長 滝 本 功 教 育 長 大 森 宏 隆 教育部長兼 学校教育課長 内 田 静 治 社会教育課長 森 崇 史 学 校 給 食 会計管理者 センター所長 宮 本 政 明 兼出納室長 鈴木茂夫

# 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[ 開議 9時30分 ]

# 〇議長(松本 保君)

皆さん、おはようございます。

本会議に入る前に、皆さんに御報告をいたします。9月9日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が核実験を強行したことを受け、国際社会への平和への願いを顧みない行為に対して、9月13日、遺憾の意を表し、町長と連名にて、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に抗議文を送付しました。

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は台風16号が近づいています。秋雨前線と台風が重なり、岡崎では大雨で避難指示が出されました。現在は小康状態で一旦は解除されましたが、本体の台風はきょうの夜あたりになるでしょうか。今回の台風16号は、高気圧のせいで北側が勢力が強いと言われています。予測では、この地方はこの北側に入る可能性が大です。雨、風ともにこれからです。皆さん、できる限り安全対策をよろしくお願いいたします。

それでは、去る9月7日の本会議におきまして各委員会に付託されました重要案件に つきましては、慎重審査をしていただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日 の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議 案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

# 日程第 1 議案第48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて

## 〇議長(松本 保君)

日程第1、議案第48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

# 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月14日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を いたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

## 〇議長(松本 保君)

日程第2、認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項

の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月12日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、郷土資料館収蔵資料整理・移転等委託事業について、その成果はどうか。答弁としまして、当該業務は平成29年度までの3カ年をかけて実施するもので、平成27年度は生活道具類3,213点の山海ふれあい会館への移転を行いました。あわせて、これまで十分に調査・整理されていなかった郷土資料館収蔵資料の詳細調査を行い、資料台帳として紙とデジタルデータで納品されています。

次の質疑といたしまして、海に面した本町でも泳げない児童がふえているが、夏休み 小学生水泳教室の成果はどうか。答弁としまして、夏休み小学生水泳教室は、小学4年 生以上の水泳が苦手な児童を対象に、夏休みに5日間集中して指導することにより、泳 力の向上を目指すものです。

水泳教室初日と比較して、ほぼ全ての児童が最終日には泳力を伸ばし、中には200メ ートル泳げるようになる児童もいますので、意義のある教室と捉えています。今後も各 小学校と連携し、児童の泳力向上に寄与したいと考えています。

次に、学校教育課関係について、質疑としまして、町民に対して開かれた教育行政を 推進する観点から、教育委員会の会議について、一般公表はどのように行っているのか。 答弁としまして、毎月の定例会議について、開催日、時間、場所等を町ホームページに て事前に告知しています。また、会議録についても同じく町ホームページに掲載し、公 表しています。

次の質疑としまして、スクールバス運転業務委託について、通学用以外にもバスの利用拡充を図っているのか。答弁としまして、校外学習用、部活動用、プール移動用など通学利用の支障のない学校教育活動の範囲内で、スクールバス利用の拡充を図りました。

次に、学校給食センター関係について、質疑としまして、学校給食の実施に当たり、 地産地消はどれくらい図られているか。答弁としまして、賄材料費全体に占める町内業 者の割合は20.3%ですが、町内産の割合は1%となっています。これは、仕入れ材料の 単価を初め、品質の均一化や量の確保など献立との調整が必要となっているためです。 今後も可能な限り地元食材を取り入れていきたいと考えております。 次の質疑としまして、給食費の未払い者の状況はどうか。答弁としまして、平成27年度の給食費滞納者はゼロです。

次に、住民課関係について、質疑としまして、平成27年度に592枚の個人番号カードが交付されたが、今後どのような活用方法があるのか。答弁としまして、カードの活用方法としては、身分証明やe-Taxによる電子申告の利用があります。

次の質疑としまして、個人番号カード交付事業における繰越明許費とはどういうものか。答弁としまして、平成27年度、個人番号カード事業費国庫補助金の交付額と同額を歳出予算として措置しましたが、カード交付申請が当初予想していた申請見込み数より少なかったため、平成28年度へ461万1,000円を繰り越したものです。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、同時入所者の2人目以降の保育料無料で、ゼロ歳・1歳・2歳児の入所申し込みが多いと聞いたが、保育士は確保できているか。答弁としまして、ゼロ歳・1歳・2歳児は各定員を設け、保育士の確保に努めています。

次の質疑としまして、放課後児童健全育成事業費の中には、平成28年9月開設の豊浜 放課後児童クラブの準備の経費は入っているのか。答弁としまして、入っていません。

次に、環境課関係について、質疑としまして、豊かな海"三河湾"環境再生推進協議会とは、どのような取り組みを行っているのか。答弁としまして、豊かな海"三河湾"環境再生推進協議会については、昨年度、三河湾浄化推進協議会から名称変更され、三河湾を取り囲む自治体などによって構成されています。主な取り組みとしては、多くの人々に三河湾に関心を持ってもらうための三河湾大感謝祭を初め、三河湾の自然を体験する自然観察会の開催や、三河湾の水質汚濁の主な原因が生活雑排水であることを知っていただくための啓発活動などに取り組んでいます。

次の質疑としまして、不法投棄ごみ等処理委託料について、この内容は何か。また、 回収量の推移はどのようになっているか。答弁としまして、業者に不法投棄ごみの回収、 処理を依頼したもので、平成27年度は8回、3,090キログラムを回収しました。また、 これとは別に不法投棄された廃タイヤ149本の処理も依頼しています。なお、回収量に ついては、平成25年度、26年度は約3,900キログラムでしたが、平成27年度は3,090キロ グラムに減少しています。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、ヤング健診の受診率が7.6%と低い値であるのはなぜか。また、受診率向上のための特別な対策はあるのか。答弁としま

して、ヤング健診受診率は、対象者である16歳から39歳までの住基人口を分母としており、対象者は学生や就労者が多く、学校や会社で健診を受診される方がほとんどであり、受診者はおおむね国保被保険者となるため、受診率が低く出る傾向があります。受診率向上については、通知はがきによる受診勧奨を行うとともに、広報紙等によるPRを行っています。今後も受診率向上に努めていきます。

次の質疑としまして、高齢者見守り事業について、まちづくり協議会などの団体と連携して取り組むことはできないか。答弁としまして、町職員が訪問する高齢者見守り事業以外に、町主体の事業としては配食サービス事業を実施しております。今のところ、まちづくり協議会などの団体と連携して、高齢者見守り事業を行う予定はありません。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長により原案のとおり認定 と裁決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### 〇議長(松本 保君)

次に、藤井総務建設委員長。

# 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項 の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず、建設課関係について、質疑としまして、土木一般管理費の工事履歴等管理システム導入委託料の内容は何か。答弁としまして、各区や住民から受けた修繕・改良要望箇所や実施した工事の施工履歴などを地図データシステムと連携して一元管理するシステムの新規導入費用です。

次の質疑としまして、治山費の決算額がゼロ円であるが、どうしてか。答弁としまして、この治山費の予算は、愛知県が行っている日間賀島・龍海地区の小規模治山事業に伴い、廃棄物が出た場合の廃棄物処分費を計上したものです。平成27年度については、 廃棄物が出なかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、産業振興課関係について、質疑としまして、観光施設維持管理費寄附金は何か。 答弁としまして、町内の観光施設の修繕に対する地元からの寄附金であり、負担の割合 は修繕に要した費用の3割です。 次の質疑としまして、アワビの種苗放流はどこで行っているのか。答弁としまして、 アワビの種苗放流につきましては、豊浜、師崎、篠島、日間賀島漁協が実施しており、 それぞれの漁協管内の地先漁場へ放流しています。

次に、税務課関係について、質疑としまして、町税が前年度より増加している要因は何か。答弁としまして、給与、農業、営業等、全体的に所得の増加が見られたが、特に 漁業所得の増加が顕著であったためです。

次に、防災安全課関係について、質疑としまして、非常備消防費の工事請負費で、消 防団車庫建てかえ等整備工事があるが、どこの車庫を建てかえたのか。答弁としまして、 第2分団第3班豊浜の鳥居詰所の車庫です。

次に、総務課関係について、質疑としまして、県議会議員選挙費の役務費の不用額は何か。答弁としまして、役務費の不用額については、県議会議員選挙が無投票となったため、入場券などを発送しなかったことによる郵便料の残が主なものです。

次の質疑としまして、庁舎浄化槽工事はどのような工事か。答弁としまして、役場本 庁舎の浄化槽が老朽化したため、制御盤及びポンプ等の修繕を行ったものです。

次に、検査財政課関係について、質疑としまして、測量登記委託料はどのようなことを行ったか。答弁としまして、昭和55年に名鉄電車が開通した際、道路・水路のつけかえが行われましたが、町から名鉄へ譲渡すべき廃道路敷などについて、手続が未処理のところがあったため、測量、登記を行ったものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。 以上、報告を終わります。

#### 〇議長(松本 保君)

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

11番、榎本芳三君。

# 〇11番(榎本芳三君)

ただいま議長の許可を得ましたので、反対討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

認定議案第1号の件で、平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件について 反対討論をします。決算書及び決算説明書の79ページ、2款1項6目企画費の7節、臨 時職員賃金について、知の拠点整備に関して独立行政法人設立のための経費として、専 決処分で補正予算の計上をしたものの、この事業は一向に前進せず、予算自体の一部が 執行されていません。当該予算の専決処分の際の説明を考えると、このような状況は理 解も周知もできないため、認定議案については承認しかねます。

以上で反対討論を終わります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

# 〇議長(松本 保君)

次に、本件に対する賛成討論はありませんか。

(挙手する者なし)

賛成討論はなしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

10番、鈴川和彦君。

# 〇10番(鈴川和彦君)

認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を させていただきます。

決算書79ページ、企画費の中の知の拠点整備推進事業143万9,598円。この事業は、27年4月1日付で専決までして人件費等強引に予算をつけたにもかかわらず、準備不足、 状況判断の甘さ等で事業が進んでおらず、成果も出ず、全くの無駄遣いとしか思えません。

また、知の拠点整備事業も一向に進展していないし、今後の方向性も全く出ていません。

以上のことから、この決算については反対いたします。

# 〇議長(松本 保君)

次に、本件に対する反対討論の発言を許可します。

(挙手する者あり)

6番、山下節子君。

## 〇6番(山下節子君)

認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を 行います。

27年10月から個人番号通知カードが発送されました。世論調査でも、8割もの国民がマイナンバー制度について不安を抱いている結果も出ています。そもそもマイナンバー制度自体は極めて有害なものであり、以下の3点からも実施しないことを求められてきました。

第1に、情報の流出への懸念です。国は罰則の強化をするなどさまざまな理由を上げて安全への懸念はないかのように言っています。しかし、日本年金機構で発生した情報流出が問題で明らかになったように、人間がシステムをつくり運用している以上はヒューマンエラーは絶対に防げません。一度流れた情報は流通・売買され、取り返しがつきません。

第2に、国家による多岐にわたる個人情報の集結を許していいのかという問題があります。日本国憲法第13条は、個人の尊重をうたい、プライバシー権を認めています。情報連携による自治体業務の効率性の向上のために、憲法で保障された基本的人権を侵害してもよいはずがありません。法改定によって国民の預貯金、特定健診、予防接種の履歴などの情報を連結するものが加えられ、町民の不安はさらに高まっています。

加えて、第3に指摘されるのが、マイナンバー制度の導入には、毎年の維持管理費が300億円に上るなど巨額の経費が投じられるにもかかわらず、住民に対しては支出に見合う便宜は示されていないことです。

2つ目に、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会負担金、リニア中央新幹線建設は 自然と生活環境破壊を引き起こし、過大な需要予測による採算性が懸念されます。さら に、省エネ、電力節減を強調しながら大量の電力消費が必要となり、時間・距離の短縮 がされても、東京一極集中がさらに加速するなど、さまざまな矛盾と弊害を生み出しか ねないものです。リニア新幹線推進は直ちにやめるべきです。

23年4月1日から、知多5市5町の職員と県職員の併任で知多地方税滞納整理機構が 発足し、厳しい税の徴収と滞納整理処分が行われています。総務省は滞納整理機構について、徴収や滞納処分の法的根拠はない、責任官庁は存在しないと言っています。一刻 も早く解消すべきではないかと思います。

うみっこクラブについては、学童保育の環境として耐震性の問題、場所、設備の改善

が問われていますが、町は一向に改善を進めようとしていません。早急に進めるべきだ と思います。

以上をもって、反対討論といたします。

# 〇議長(松本 保君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不認定とされました。

# 日程第3 認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定

## 〇議長(松本 保君)

日程第3、認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

#### 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、葬祭費、支給件数は37件となっているが、これはどういう人へ支給 したものか。答弁としまして、葬祭費については、国民健康保険の被保険者が亡くなっ た場合に、葬儀の喪主に1件につき5万円を支払うものです。

次の質疑としまして、国民健康保険税の滞納者のうち、知多地方税滞納整理機構へ移 管となったのは何件か。答弁としまして、67件です。 慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長により原案のとおり認定 と裁決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6番、山下節子君。

#### 〇6番(山下節子君)

認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

27年度は、賦課限度額が後期高齢者支援分、介護給付分がそれぞれ2万円引き上げとなり、4万円増の81万円になりました。賦課限度額を引き上げ、中間所得者への税負担に配慮されたものの、境界線付近で国保税を納めている世帯にとっては重い負担を強いるものとなりました。

また、70歳から74歳の医療費窓口負担の1割から2割へ順次実施、国は国費を2,600 億円削減できるとしていますが、その影響額は、1人当たり年間平均約2万円の負担増 となります。このままでは必要な医療が抑制される危険性もあり、高齢者の生活と健康 に深刻な打撃を与えることは明らかであります。

当町では、法定外繰り入れを3,000万円行い、保険税の上昇を防ぐため努力していますが、2018年、平成30年、都道府県単位化がスタートします。国保税は安くなるどころか、給付金でさらに高くなる可能性もあります。法定外繰り入れで保険税の上昇を抑制することを求めます。

所得のない人、低所得者が圧倒的多数を占めている国保加入者の願いは、暮らしを成り立たせ、支払い能力に応じた保険税で安心して受診できる公的医療制度です。引き続き国に対し、国庫補助金をふやすよう町として強く意見を述べるよう求め、反対討論と

いたします。

# 〇議長(松本 保君)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

# 日程第 4 認定議案第 3 号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定

# 〇議長(松本 保君)

日程第4、認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料の不納欠損額の内容はどうか。答弁としまして、生活保護受給者となった2名の平成25年度分保険料であります。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長により原案のとおり認定 と裁決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6番、山下節子君。

#### 〇6番(山下節子君)

認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

医療保険に強制的に後期高齢者医療制度は年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという大きな問題のある制度であり、一刻も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換するべきです。制度が続いている限り、天井知らずの保険料の値上げは避けられず、この制度は2008年から始まって、2年ごとに保険料は引き上げられています。26年、27年度は被保険者1人当たりの年金平均保険料が6万9,875円、賦課限度額も55万円から57万円に引き上げられています。国は、特例軽減も打ち切りを表明しており、平成29年度から本則に戻す計画です。特例軽減がなくなれば、現在8.5割減額を適用された人の保険料が7割軽減となり、その場合は負担が3倍にはね上がります。健保、共済の扶養家族だった人は、後期高齢者制度に移って2年以内は5割軽減、3年目以降は全額負担とされ、保険料は現行の5倍から10倍になります。

安心して医療を受ける権利を保障することは、広域連合の重要な責務です。国・県に対して積極的な財政負担で保険料引き下げを求めることを申し上げ、反対討論といたします。

## 〇議長(松本 保君)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第3号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

# 日程第 5 認定議案第 4 号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 〇議長(松本 保君)

日程第5、認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、基金積立金が3,950万円あり、年度末の介護給付費準備基金残高が 1億73万2,000円とあるが、基金はどのくらいあればよいのか。答弁としまして、平成 26年度の歳入歳出差額から、保険給付費などの返還金を差し引いた精算後の剰余金を基 金へ積み立てるものです。幾らあれば安定した運営ができるというものではありません。

次の質疑としまして、基金積立金を活用すれば保険料が減額できるのではないのか。 答弁としまして、平成27年度から29年度までの第6期計画の保険料を変更することはできませんが、平成30年度から32年度までの第7期計画の保険料へ加味することはできます。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長により、原案のとおり認 定と裁決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

6番、山下節子君。

#### 〇6番(山下節子君)

認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対計論を行います。

南知多町では、第6期、27年から29年、介護保険事業計画に基づき、基準月額が4,400円から5,100円に引き上げられました。高齢者のサービス利用を阻むハードルとなっているのが自己負担の重さです。サービス利用限度額、利用割合は5割を超えています。介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない実態があり、保険あって介護なしの状況を根本的に変えていくことが必要です。ましてや2割負担の導入や補足給付の縮小など、もってのほかです。

町内で1割負担から2割負担になった方は、27年度は38名になります。低所得者の利用料を減額免除する制度をつくり、経済的な理由で介護を受けられない人をなくすこと。施設の食費、居住費負担の軽減を進め、自己負担から保険給付へと戻すよう国に求めるべきです。

介護保険制度は、16年前、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されました。負担増やサービス取り上げの制度改修が繰り返され、介護保険だけで在宅サービスを維持できない状況になっています。介護離職や介護破産、介護心中、事件や事故、さらに介護施設の倒産など、介護を取り巻く環境はますます深刻化しています。利用者からサービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、介護保険を必要な介護は保障される制度にするよう国に対して強く意見を述べること、町としても現状サービスを後退させないことを強く求めて反対討論といたします。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出

# 決算認定

# 〇議長(松本 保君)

日程第6、認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

# 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、雑入の73万円は何か。答弁としまして、消費税及び地方消費税の還付金です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

## 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

# 日程第7 認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出 決算認定

## 〇議長(松本 保君)

日程第7、認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出 決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

# 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、一般管理費の職員人件費負担金の内容は何か。答弁としまして、師 崎港駐車場事業に係る一般会計への人件費負担金です。なお、積算根拠については、町 の一般職員1人当たりの平均給与額です。

次の質疑としまして、今後必要となる維持管理費の主な内容は何か。答弁としまして、 平成30年に全面塗装工事を計画しています。また、駐車場管理システムや監視カメラシ ステムについては、耐用年数の5年で取りかえる予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。 以上、報告を終わります。

#### 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までといたします。

[ 休憩 10時19分 ]

[ 再開 10時30分 ]

## 〇議長(松本 保君)

ここで休憩を解き、再開いたします。

# 日程第8 認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定

#### 〇議長(松本 保君)

日程第8、認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

## 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

# 日程第9 議案第50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例 について

#### 〇議長(松本 保君)

日程第9、議案第50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例 についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

#### 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、今回の条例改正により、再就職情報の届け出先が変更となるのか。 答弁としまして、改正前の条例においては、南知多町職員の退職管理についてのみ規定 されていたため、再就職情報の届け出先は退職時の任命権者とされましたが、法改正に より、県費負担教職員に係る再就職情報の届け出先が市町村教育委員会とされたため、 今回、当該規定を加えさせていただくものです。

次の質疑としまして、退職管理の適正化のため、再就職者をどう管理していくのか。 答弁としまして、元職員が、在籍時の地位や人間関係を利用して行政に悪影響を行使す ることのないよう、退職後、営利企業等の地位についた場合は、当該情報について、任 命権者等への届け出を義務づけ、管理していくことになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算 (第2号)

#### 〇議長(松本 保君)

日程第10、議案第51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第2号)の件を議題 といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

#### 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました議案第51号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審 査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

## 〇議長(松本 保君)

次に、藤井総務建設委員長。

## 〇総務建設委員長 (藤井満久君)

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず、建設課関係について、質疑としまして、道路橋りょう一般管理費に計上した用地費の内容は何か。答弁としまして、県道奥田内福寺南知多線道路改良事業に伴う町道つけかえに係る用地買収費です。用地買収の対象者は1人で、買収面積は409.73平方メートルを予定しています。なお、この費用は、道路事業公共補償費として、全額愛知県から支出されます。

次に、企画課関係について、質疑としまして、プロモーション事業はどのようなことをするのか。答弁としまして、地方創生推進交付金の交付を受けて、プロモーター人材の発掘と育成のきっかけとするキックオフ講演会や、南知多をプロモーションするプロモーター養成講座などを開催します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。 以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第11 議案第52号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

# 〇議長(松本 保君)

日程第11、議案第52号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました議案第52号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第12 議案第53号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

# 〇議長(松本 保君)

日程第12、議案第53号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました議案第53号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第13 議案第54号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

# 〇議長(松本 保君)

日程第13、議案第54号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)の 件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

# 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第14 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める請願

# 〇議長(松本 保君)

日程第14、請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

# 〇文教厚生委員長 (清水英勝君)

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

## 〇議長(松本 保君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

# 日程第15 発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

#### 〇議長(松本 保君)

日程第15、発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

12番、榎戸陵友君。

# 〇12番(榎戸陵友君)

それでは、発議第55号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子供たちの健全育成とさまざまな教育課題の克服のため、 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願 が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。 提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であり ます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

#### 〇議長(松本 保君)

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第55号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程第16 閉会中の継続審査(調査)について

# 〇議長(松本 保君)

日程第16、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続 審査(調査)の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査 (調査)とすることに決定いたしました。

## 〇議長(松本 保君)

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第3回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

[ 閉会 10時47分 ]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないこと を証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員